

【質問】

原料原産地を表示する時に、「〇〇（国内製造）」の代わりに「〇〇（□□県製造）」というように具体的な県名を使用して、表示してもよいのでしょうか。

【回答】

その地名で製造したことが事実であって、一般に知られている地名であれば、その地名を使用することができるので、「〇〇（□□県製造）」という表示も可能です。

【質問】

ピーカンナッツは特定原材料として、表示しないとイケないのでしょうか。

【回答】

現在は表示の義務はないですが、今後、もし発症者が増えれば、特定原材料に準ずるもの（推奨表示）に追加される可能性があります。